

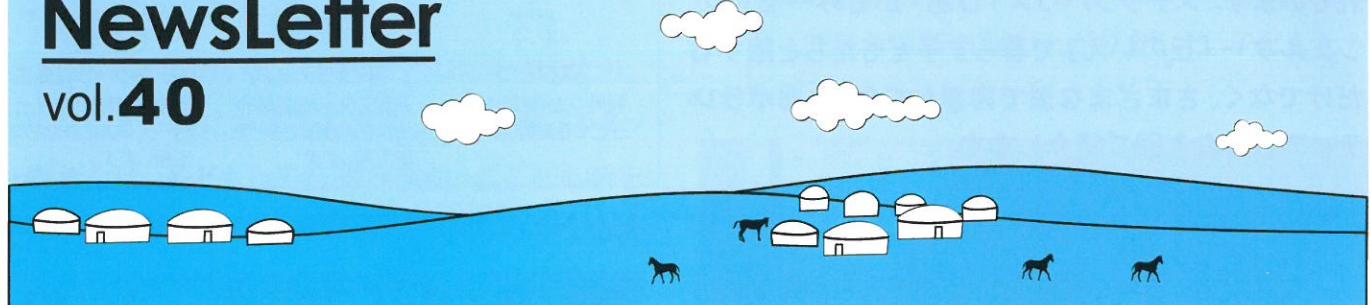
NewsLetter

vol.40

新年のひと言●

ボランティアスタッフのご紹介●

子どもシェルター全国ネットワーク会議●



新年のひと言

理事長 多田元

子どもの生きる権利と「居場所」の保障

2020年は子どもセンター「パオ」の創立14周年を迎えます。シェルター丘のいえ、自立援助ホームぴあ・かもみーるで子どもたちの生活支援のために子どもたちに寄り添い支えてくださるスタッフをはじめ子どもたちのパートナー弁護士、「パオ」を応援してくださる皆様に支えられて、ここまで続けてくることができました。「パオ」で出会った子どもたちとともに深く感謝を申し上げます。

また、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年10月、国連子どもの権利条約の成立30周年ということもあって「世界中の子どもの権利をまもる30の方法」という題名の本が発刊されました。その「子どもの生きる権利」の章のなかで「どの子どもも安心して人間関係をつくりあうことができる場所が保障される」と書かれています。そして、神奈川県川崎市で1998年に作られた「子どもの権利条例」27条の「子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、活動すること、安心して人間関係をつくりあ

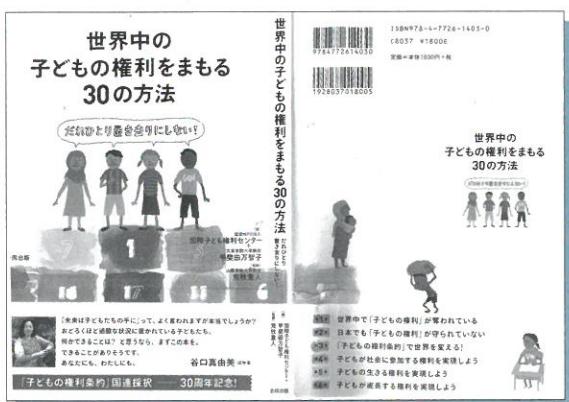
うことができる場所(居場所)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。」を紹介しています。

子どももおとなも、ひとり一人が人として大切にされ、生き方はそれぞれちがっていいことを認めあえる関係が「共に生き、共に育つ」いい関係であり、「居場所」とは物理的な場所や施設を意味するのではなく、ありのままの自分の存在を認め受容してくれる「隣の人」のいる場、安心して自分らしくしていられる場です。そのような場の関係を築くことが子どもの支援の基本でもあり、子どものやさしさが居場所を築くパワーとなるので、子どもとおとのパートナーシップが築くパワーを發揮します。

子どもの権利条約は前文に「子どもは幸福、愛情および理解のある雰囲気の家庭環境のもとで成長すべきである」としています。家庭は子どもにとって大切な居場所であるべきなのに、家庭に居場所のない子どもたちが多く存在しています。子どもたちに対する「パオ」の支援も、子どもの生きる権利のために、子どもたちとのパートナーシップで適切な居場所を築いていくことだと思います。

パオの日常のひとこまを歌にしました。

たわむれに食卓に手をかさねあい
あつたかいねと笑いあう子ら



▲「世界中の子どもの権利をまもる30の方法」合同出版